

奈良県立高等技術専門校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年八月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十二号

奈良県立高等技術専門校条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県立高等技術専門校条例施行規則（昭和四十五年九月奈良県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式(表中)	受講指示等の状況
	1 受講指示 (1) 雇用対策法施行規則第2条第(2) 雇用保険法
	2 支援指示
	3 受講推薦

項第 号	受講指示等の状況	受講指示等の状況
		1 受講指示 (1) 労働施策の総合職業生活の充実等 (2) 雇用保険法
		2 支援指示
		3 受講推薦

的な推進並びに労働者の雇用の安定及び
に関する法律施行規則第2条第 項第 号
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。